

とし、色々の産物を集置て、日本の商船に夫を交易せる事、無智の夷なりといへども、上古の風俗を傳へ、僞りを言事なく、父母に仕ふるに至て孝なり、父母死せる時には、夷の法にて、死體を窻より出し、夫を山に葬りて、後は追善など、云事は更になく、葬の法ありて、草を結びかけて、おのおの跡ささりして家に歸る、夫より木の皮を以て笠を製し、天の日を見ずとて、三年の間は門戸を出るには、笠を著せずと言事なし、此外にも風俗の感せるもの語り多し、

〔東遊雜記 十四〕乙部浦百餘軒の町にて、漁士計の町なれども、家居あしからず、此地に於ては先例ありて、蝦夷御巡見使御三所へ御目見へに出る事也、略御目通りへ出る蝦夷都合十四人なり、扱御前へ出る時には、蝦夷の禮式にや、男夷は男夷計、女夷は女夷計、手と手を取くみ、雁のつらなりしやふに並び立て、夫よりおの／＼頭を低くさげ、足をよこへ／＼とふみて、庭へ通りて、男夷はむしろの上に箕居し、兩手を組てひざの上に置て、頭をさげずして座せり、女夷は砂上に横ひざにして並び座せり、頭の髪は赤熊天窓にして、壹人の衣服は、日本の地黒の緋に、五色の糸にて祝義著にせる總ぬひの小袖を、蝦夷衣に仕立直したるを著て、年のころ五十餘に見へし、壹人郡内じま、此外何れも日本の古著をなせし衣服なり、中にも蝦夷にて製せるアツシと稱する衣もあり、是はアツシと云木の皮を以ておりし物なり、婦人の頭にも、髪を切て五六寸計にして、前後左右へ童子の天窓のごとく撫たりせしものにて、生ぎわよりうしろの方は剃てあり、衣は男夷とおなじ仕立にして、是も日本の古著木綿の、紺の染模様なるものなり、帯は日本のさなだおり、或はアツシ、或はくけひも、いろ／＼ありて、男女とも二重廻して、前にて結びてあり、男夷は髻、或は二三寸、或は五六寸ほう／＼と生眉毛黒長し、

或書に、眉毛はつゞきて、一文字にはへて有と記せり、此度蝦夷人を見しに、一文字につゞきはなし、ちよつと見れば、日本人の眉毛よりもふときゆへに、つゞきしやふに見ゆれども、つゞ